

車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

- トラック・バス・タクシーについては、「営自格差」を堅持するとともに、一部見直しを行った上で、エコカー減税・グリーン化特例を2年間延長。また、自動車税の環境性能割について、現行の内容を維持。
- 自家用乗用車については、地方財政に配慮しつつ、エコカー減税・グリーン化特例・環境性能割の見直しを行った上で、消費税率引上げ前後の需要を平準化するため、平成31年10月1日以降に新車新規登録を行う車両の自動車税の引下げを実施するとともに、平成31年10月1日より1年間の臨時の措置として、環境性能割を1%引下げる。

	重量車(トラック・バス)							乗用車(自家用・タクシー)・軽自動車									
エコカー減税 (自動車重量税・自動車取得税)	平成30年度		平成27年度燃費基準					電気自動車等 ※1	平成30年度		平成32年度燃費基準					電気自動車等 ※1	
			未達成	達成	+5%	+10%	+15%				達成	+10%	+20%	+30%	+40%		+50%
	自動車重量税		対象外	▲25%	▲50%	▲75%	免税※2		自動車重量税		▲25%	▲50%	▲75%	免税	免税※2		
	自動車取得税		非課税							自動車取得税		▲20%	▲40%	▲60%	▲80%	非課税	
グリーン化特例 (自動車税・軽自動車税)	平成31・32年度		平成27年度燃費基準					電気自動車等 ※1	平成31・32年度		平成32年度燃費基準					電気自動車等 ※1	
			未達成	達成	+5%	+10%	+15%				達成	+10%	+20%	+30%	+40%		+90%
	自動車重量税		対象外	▲50%	▲75%	免税	免税※2		自動車重量税		▲25%		▲50%	免税	免税※2		
	自動車取得税※3		非課税							自動車取得税※3		▲20%	▲25%	▲50%	非課税		
環境性能割 (自動車税・軽自動車税)	平成31・32年度		電気自動車等 ※1					平成31・32年度		平成32年度燃費基準					電気自動車等 ※1		
			現行制度のまま2年間延長									達成	+10%	+20%		+30%	
	重量車		▲75%							乗用車※4		対象外	▲50%		▲75%		
										軽自動車※4		対象外	▲25%		▲50%	▲75%	
・自動車取得税廃止後(平成31年10月1日)に、車両取得時に環境性能に応じて課税する環境性能割が導入される。													※4 自家用乗用車、軽自動車については、平成33年度以降は適用対象を電気自動車等に限定。				
平成31・32年度		平成27年度燃費基準					電気自動車等 ※1	平成31・32年度		平成27年度燃費基準					電気自動車等 ※1		
		未達成	達成	+5%	+10%			+5%	+10%	達成	+10%	+20%					
重量車(自家用)		3%	2%	1%	非課税		乗用車(自家用)※5		3%		2%	1%	非課税				
重量車(営業用)		2%	1%	0.5%	非課税		軽自動車(自家用)※5		2%		1%	非課税					
						乗用車(営業用)		2%		1%	0.5%	非課税					
						軽自動車(営業用)		2%		1%	0.5%	非課税					

※5 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した乗用車(自家用)、軽自動車(自家用)については、税率を1%分軽減。

バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長

(自動車重量税・自動車取得税・自動車税)

- ・ バリアフリー法が改正され、貸切バスがバリアフリー化の対象に追加されたことから、特例措置の対象に貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加する。
- ・ バリアフリー車両に係る自動車取得税の特例措置を延長する。

施策の背景

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現や、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施に向けて、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。

施策の目標

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標(平成32年度末)

乗合バス	タクシー
ノンステップバス: 約70%[平成28年度末: 53.3%]	福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む): 約28,000台 [平成28年度末: 15,128台]
リフト付きバス等: 約25%[平成28年度末: 6.0%]	

要望の結果

特例措置の内容

具体例	ノンステップバス	リフト付きバス(乗車定員30人以上)	リフト付きバス(乗車定員30人未満)	ユニバーサルデザインタクシー
				
対象事業者	「乗合バス事業者」及び「貸切バス事業者(追加)」			「タクシー事業者」
自動車重量税	初回分を免税			
自動車取得税	取得価額から1,000万円を控除	取得価額から650万円を控除	取得価額から200万円を控除	取得価額から100万円を控除

結果

- ・ バリアフリー車両に係る特例措置の対象に貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加する。
- ・ バリアフリー車両に係る自動車取得税の特例措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。
(自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置)

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長 (自動車取得税・自動車税)

衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載したトラック・バスについて、自動車取得税の特例措置を延長する。

施策の背景

- 「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月)において平成32年までに死者数を2,500人以下とする政府目標が掲げられている中、平成29年の交通事故死者数は3,694人となっており、更なる取組みの強化が必要。特に関越自動車道における高速ツアーバス事故(平成24年4月)、軽井沢スキーバス事故(平成28年1月)に見られるように、大型車両は事故発生時の被害が大きくなりやすい。
- ドライバーの安全運転を支援する「先進安全技術」には、高い事故防止・被害軽減効果が期待されるため、トラック・バスの先進安全技術の基準化・義務化を進めているが、装置価格が高く事業者の負担が大きいことから、義務化までの間、税制特例を講じることにより、装置の早期普及を促進する必要がある。

①衝突被害軽減ブレーキ

前方の障害物との衝突を予測して警報するとともに、ブレーキを制御する。

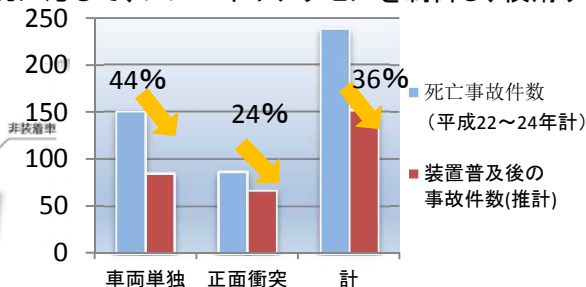


	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,863件	894,281件
事故低減効果	350件 (7.2%)	51,241件 (5.7%)

※平成22年の全車種区分の事故件数より試算

②車両安定性制御装置

車両の横滑りの状況に応じて、ブレーキやアクセルを制御し、横滑りや転覆を防止する。



③車線逸脱警報装置

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からはみ出しそうになった場合や、はみ出した場合に、音や警告灯等でドライバーに注意を促す。



	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,773件	731,915件
事故低減効果	165件 (3.5%)	4,838件 (0.7%)

※平成21年の全車種区分の事故件数より試算

要望の結果

特例措置の内容

対象車両	対象装置(装置の搭載義務化前のものに限る)	取得価額からの控除額
トラック・バス	①衝突被害軽減ブレーキ	350万円控除
	②車両安定性制御装置	
	③車線逸脱警報装置	175万円控除
	複数装置装着	最大525万円控除

結果

現行の措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。
(自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置)

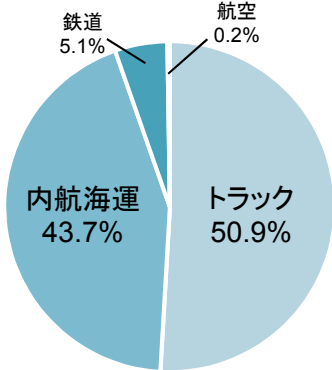
中小企業投資促進税制（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度）の延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

中小企業者がトラック、内航貨物船、機械装置等を取得した場合における特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- トラック事業者、内航海運事業者等は、国内貨物輸送の大半を担うなど、我が国の国民生活及び産業活動において重要な役割を果たしている。
- 一方で、その大半を投資余力の小さい中小企業者が占めており、その経営基盤の強化や生産性の向上を図るため、設備投資の促進を図ることが重要。

【国内貨物輸送量】
(トンキロベース)



平成28年度実績

	トラック事業	内航海運事業
事業者数	62,276事業者	3,004事業者
従業員数	188万人	6.6万人
中小企業の割合	98.9%	99.6%
営業利益率(平均) (営業利益/売上高) 参考:全産業平均は3.9%	0.2%	2.1%

※データは平成28年度又は平成28暦年の数値

政策の目標

経営基盤が脆弱な中小のトラック事業者、内航海運事業者等の設備投資を促進



- ・国民生活及び産業活動を支えるサービスの安定的な供給の確保や、そのコスト削減及び生産性向上に寄与
- ・幅広い関連業界への経済波及効果を通じて、日本経済の活性化に寄与

要望の結果

特例措置の内容

【所得税・法人税】 取得価額(内航船舶は取得価格の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除
(対象設備:トラック車両、内航貨物船、機械装置等)

結果

現行の特例措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。